

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社浅沼組	大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル	1-002438

2 指名停止措置期間 令和4年8月10日～令和5年2月9日 (6か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

(株)浅沼組の使用人が、令和4年7月26日、千葉県市川市発注の市川市立塩浜学園の旧校舎取り壊し工事において、公契約関係競売入札妨害の容疑で千葉県警に逮捕された。

5 指名停止理由

上記の(株)浅沼組の使用人が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたことが、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第9号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(7号及び8号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上12か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係  
茨城県常陸太田市金井町3690  
電話 0294-72-3111